概要版

忍 野 村
第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画
【成年後見制度利用促進計画含む】

1　計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

日本の高齢化率は世界トップクラスであり、高齢化の進行は社会問題の１つとして長年取り上げられてきました。令和４年 10 月１日時点の高齢化率は 29.00％で、高齢化率が右肩上がりで推移している半面、若い世代は減少傾向にあります。若い世代が減るということは、高齢者を支える人材が減るということで、支援や介護を必要とする高齢者が増えるほど、需要と供給のバランスがとれなくなっていきます。

このような状況を踏まえ、本村では、村内の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、法律に則って、村の状況に応じた高齢者施策や介護保険サービスについて記した計画を策定しています。この計画は、これから３年間の高齢者福祉及び介護保険サービスの必要量（需要）を見込み、そのために必要なサービス基盤（供給）を確保するための方策を定めるもので、限られた社会資源を有効に活用するため、サービス必要量を正確に把握するとともに、サービス必要量に応じたサービス基盤を計画的に確保していくことを目的に策定しています。

今回、この計画が最終年度を迎えたため、成年後見制度の利用促進に関する基本的な方向性を含めた計画の見直し、並びに最新の制度改正を反映させた計画として、「忍野村第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定しました。

2　計画の位置づけ・期間

本計画は、本村における高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に、成年後見制度の利用促進に関する基本的な方向性（成年後見制度利用促進計画）を含めて、一体的に策定します。

「忍野村第 10 次高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の８に規定されている市町村老人福祉計画で、介護予防や健康づくりを含めた、市町村における高齢者福祉施策全般について記載されており、高齢者が安心して生活できるまちづくりに向けた施策の方向性等を定めています。

「忍野村第９期介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に規定されている市町村介護保険事業計画で、円滑な介護保険給付に向け、今後３年間の介護保険サービスの必要量やその確保方策等について定められています。

また、「忍野村成年後見制度利用促進計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第 14 条の規定に基づき、市町村における成年後見制度の利用に関する基本的な方向性について記載しています。

<table>
<tr><th>令和
３年度</th><th>令和
４年度</th><th>令和
５年度</th><th>令和
６年度</th><th>令和
７年度</th><th>令和
８年度</th><th>令和
９年度</th><th>令和
10 年度</th><th>令和
11 年度</th><th>令和
12 年度</th></tr>
<tr><td colspan="3">忍野村
第９次高齢者保健福祉計画
第８期介護保険事業計画</td><td colspan="3">忍野村
第 10 次高齢者保健福祉計画
第９期介護保険事業計画</td><td colspan="3">忍野村
第 11 次高齢者保健福祉計画
第 10 期介護保険事業計画</td><td>第 12 次
第 11 期</td></tr>
<tr><td colspan="3">第６次忍野村総合計画</td><td colspan="7">第７次忍野村総合計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">忍野村第３期地域福祉計画</td><td colspan="6">忍野村第４期地域福祉計画</td><td colspan="1">忍野村第５期地域福祉計画</td></tr>
</table>

３　基本理念・基本目標

楽しく歳を重ねることができ、
いつまでもいきいきと生きがいを感じられる村

高齢化率や平均寿命の上昇の背景には、医療の目覚ましい発展や誰もが医療や介護に簡単にアクセスできる体制等があり、いずれも人々が安心して生活するために必要な基盤として考えられています。その一方、高齢者が増加したことで、残念ながら歩行困難や認知症等を理由に何らかの制限のある生活を送らざるを得ない高齢者も増加傾向にあります。

本村では、高齢者が老後を楽しく過ごすとともに、可能な限り長い期間その人らしくいきいきと暮らすことができる村を目指します。加齢による身体機能や認知機能の衰えを緩やかにする介護予防事業や自立した生活を送るために必要な支援・サービス等の充実を図るとともに、高齢者一人ひとりの声に耳を傾け、その人らしく生きるために必要なことを一緒に考えていきます。

このような思いから、本計画の基本理念は、第６次総合計画で掲げている基本方針とも整合を図り、「**楽しく歳を重ねることができ、いつまでもいきいきと生きがいを感じられる村**」とします。

また、この基本理念の達成のために、具体的な目標として下記３つの基本目標を設定します。

基本目標１　高齢者がいきいきと暮らせる健康づくりの推進

高齢者が健康への関心を高め、生きがいを感じながら生活を送ることができるよう、様々な活動を経験できる機会を設け、生きがいの発見や他者との交流へとつなげます。

基本目標２　地域共生社会に向け地域全体で支える福祉の実現

人と人とのつながりの大切さを再確認するとともに、地域共生社会（住民や事業所等が、地域における立場や役割といった垣根を超えて支え合う体制）の実現に向け、誰一人取り残さない支援体制を構築していきます。

基本目標３　住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

長年住み慣れた地域での生活が続けられるよう、安心・安全なまちづくりに高齢者等の社会的弱者の視点を取り入れ、様々な立場や視点から“住みやすさ”について考え、必要に応じて対策を講じていきます。

４　日常生活圏域の設定

高齢者が介護を必要とするようになっても住み慣れた地域での生活を継続することができる環境を整えるために、各保険者で日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに介護サービス基盤の整備を進めることとなっています。

本村の場合は小規模自治体であり、介護サービス基盤の設置状況からみても複数圏域を設けることは適当ではないと判断したため、これまで同様に村全体で１つの圏域と設定します。

2　将来推計

1　高齢者人口の推計

全国的に総人口が減少していく市町村が多い中、本村の総人口は、第９期計画期間中は横ばい傾向が続き、その後減少に転じて、令和 32 年度では 9,247 人と、令和５年度よりも 570 人減少することが見込まれます。

また、第９期計画期間の最終年度である令和８年度では、総人口が 9,774 人、うち 65 歳以上の高齢者は 2,132 人（後期高齢者は 1,127 人）、高齢化率は 21.8%に上昇すると見込まれます。

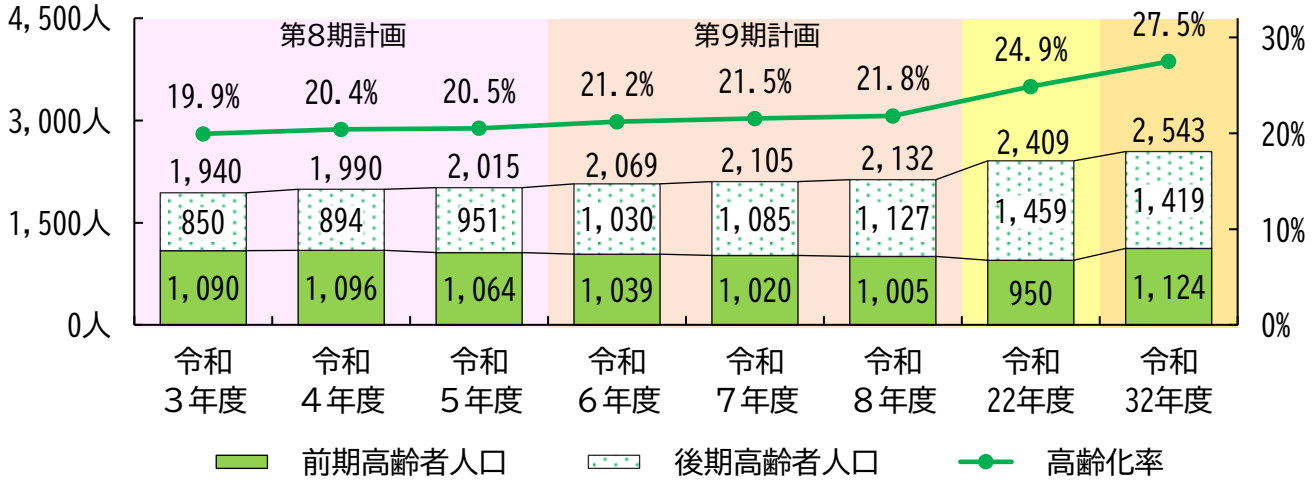

＊令和3年度～令和5年度は、9月30日現在の住民基本台帳
令和6度以降は、平成30年度～令和4年度の人口をベースにコーホート要因法を用いて算出した推計値

2　要介護及び要支援認定者の推計

後期高齢者の割合が増加することに伴い、第９期計画期間の要支援・要介護認定者数、認定率ともに増加傾向で、最終年度の令和８年度では、要支援・要介護認定者は 271 人に、認定率は 12.7%に達すると見込んでいます。

また、後期高齢者の割合は高い推移が続くため、令和 32 年度においては、要支援・要介護認定者は 415 人、認定率は 16.3%まで増加すると想定されます。

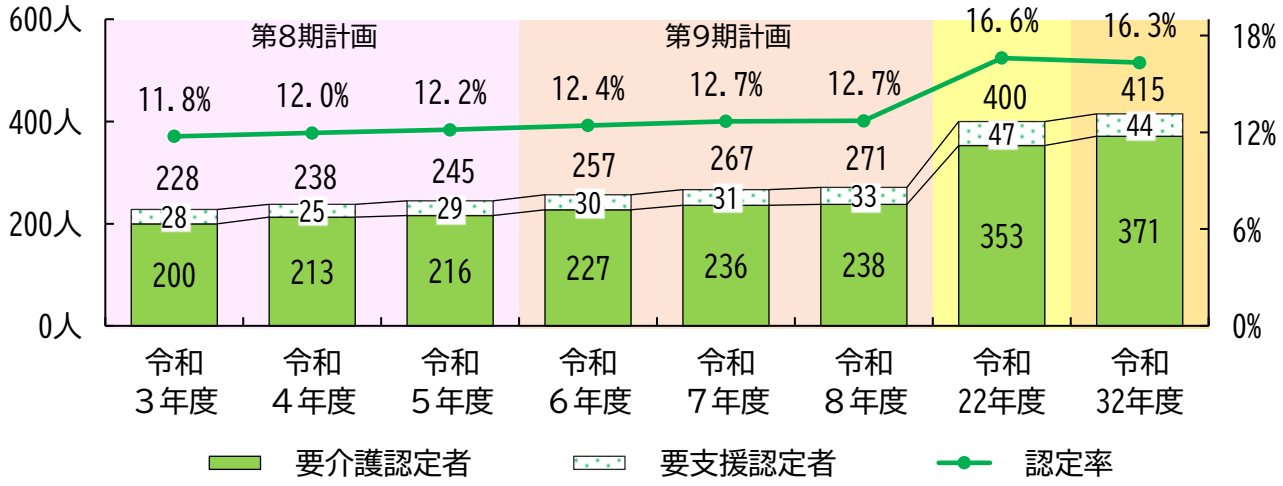

＊令和3年度、令和4年度の数値は9月末の認定者数。令和5年度は10月月報の認定者数。
令和6年度以降の数値は、令和3年度 ⇒ 令和4年度の自然体推計より算出した推計値（地域包括ケア「見える化」システムより）

3　施策の体系

高齢者福祉サービス

1　ひとり暮らし高齢者等支援サービス

(1)食の自立支援事業(配食サービス)
(2)外出支援サービス事業(タクシー)
(3)外出支援サービス事業(買い物)
(4)緊急通報サービス
(5)見守りサービス

2　在宅生活支援サービス

(1)紙おむつ支給
(2)理美容サービス
(3)寝具クリーニング

3　老人保健措置事業

(1)養護老人ホーム

介護保険サービス

※詳細は6～7ページ

1　居宅サービス

(1)訪問介護
(2)訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
(3)訪問看護・介護予防訪問看護
(4)訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ
(5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
(6)通所介護
(7)通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ
(8)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
(9)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
(10)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
(11)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
(12)特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
(13)住宅改修費
(14)居宅介護支援・介護予防支援

2　施設サービス

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
(2)介護老人保健施設(老人保健施設)
(3)介護医療院

3　地域密着サービス

(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(2)夜間対応型訪問介護
(3)地域密着型通所介護
(4)認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
(5)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
(6)認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
(7)地域密着型特定施設入居者生活介護
(8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(9)看護小規模多機能型居宅介護

4　市町村特別給付

5　自立支援・重度化防止等の取り組み

(1)自立支援・重度化防止
(2)認知症対策
(3)介護給付の適正化
(4)住宅改修の点検
(5)在宅医療・介護連携
(6)地域包括支援センターの機能強化

6　介護保険の円滑な運営

(1)介護保険制度の普及啓発
(2)介護保険サービスに関する情報提供の推進
(3)相談・受付体制
(4)要介護・要支援認定の適正な実施
(5)人材の確保、資質の向上
(6)災害や感染症対策に係る体制の整備
(7)介護給付適正化事業の実施【介護給付適正化計画】

地域支援事業

1　介護予防・日常生活支援総合事業

（1）介護予防･生活支援サービス事業
（2）一般介護予防事業

2　包括的支援事業

（1）地域包括支援センターの機能強化（地域ケア会議）
（2）総合相談支援事業
（3）権利擁護事業
（4）介護予防ケアマネジメント事業
（5）包括的･継続的ケアマネジメント支援事業
（6）認知症対策推進事業
（7）在宅医療･介護連携推進事業
（8）生活支援体制整備事業

3　任意事業

（1）家族介護支援事業
（2）認知症サポーター養成講座事業
（3）成年後見制度利用支援事業

高齢者の生きがいづくり

1　老人クラブ活動への支援

2　地域活動・社会活動への参加の促進

3　就業等の支援

高齢者支援のまちづくり

1　地域福祉の推進

2　成年後見制度の利用促進

3　高齢者が住みやすい村づくり

4　交通安全・防犯・防災対策の促進

計画の推進にむけて

1　情報提供

2　相談体制

3　連携体制

4　介護保険サービスの見込み

			第９期　見込値		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅サービス	**訪問介護**	利用量（回／年）	6,415	7,078	6,847
	訪問介護員が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等を行います。				
	訪問入浴介護	利用量（回／年）	217	220	224
	介護予防訪問入浴介護	利用量（回／年）	0	0	0
	看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴設備を持ち込み、入浴の介助を行います。				
	訪問看護	利用量（回／年）	1,024	1,112	1,112
	介護予防訪問看護	利用量（回／年）	36	36	36
	訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。				
	訪問リハビリテーション	利用量（回／年）	2,520	2,604	2,604
	介護予防訪問リハビリテーション	利用量（回／年）	240	240	240
	理学療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の回復や日常生活の自立のため、理学療法等を行います。				
	居宅療養管理指導	利用者数（人／年）	156	156	156
	介護予防居宅療養管理指導	利用者数（人／年）	0	0	0
	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。				
	通所介護	利用量（回／年）	14,030	14,384	14,881
	介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行います。				
	通所リハビリテーション	利用量（回／年）	1,949	1,950	2,069
	介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人／年）	72	84	84
	介護老人保健施設等に通い、心身機能の維持・回復や日常生活の自立のため、理学療法等を行います。				
	短期入所生活介護	利用量（日／年）	3,470	3,470	3,523
	介護予防短期入所生活介護	利用量（日／年）	0	0	0
	老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、日常生活上の介護、機能訓練を行います。				
	短期入所療養介護	利用量（日／年）	24	24	24
	介護予防短期入所療養介護	利用量（日／年）	9	9	9
	介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練等を行います。				
	特定施設入居者生活介護	利用者数（人／年）	11	11	11
	介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人／年）	0	0	0
	有料老人ホーム等に入所している要介護者等に、日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行います。				
	福祉用具貸与	利用者数（人／年）	1,008	1,056	1,068
	介護予防福祉用具貸与	利用者数（人／年）	108	108	108
	日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練のために福祉用具等の貸与を行います。				
	特定福祉用具購入費	利用者数（人／年）	12	12	12
	特定介護予防福祉用具購入費	利用者数（人／年）	0	0	0
	貸与になじまない用具を利用者が購入したときに、その費用の９割相当額を支給します。				
	住宅改修費	利用者数（人／年）	12	12	12
	介護予防住宅改修費	利用者数（人／年）	0	0	0
	手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用を給付します。				
	居宅介護支援	利用者数（人／年）	1,860	1,944	1,956
	介護支援専門員が継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画の作成等を行います。				
	介護予防支援	利用者数（人／年）	132	132	156
	地域包括支援センター作成の介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。				

			第９期　見込値		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度
施設サービス	**介護老人福祉施設**（特別養護老人ホーム）	利用者数（人／年）	324	324	324
	施設に入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行います。				
	介護老人保健施設（老人保健施設）	利用者数（人／年）	168	168	168
	医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。				
	介護医療院	利用者数（人／年）	60	60	60
	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。				
地域密着サービス	**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**				
	定期的な巡回訪問や随時通報で訪問し、入浴、排泄、食事等の介護等を行います。				
	夜間対応型訪問介護				
	24 時間居宅で安心して生活できるよう、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応でケアを行います。				
	地域密着型通所介護	利用量（回／年）	6,739	7,200	7,180
	小規模の介護施設等に通い、日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。				
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護				
	記憶機能低下の状態にある要介護者に、認知症専用施設で入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を行います。				
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護				
	居宅における生活の継続支援を目的に、随時、訪問や泊まりを組み合わせて日常生活上のケアを行います。				
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）				
	家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	入所者が要介護者とその配偶者に限られた有料老人ホームに入所している要介護者にケアを行います。				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	定員 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者にケアを行います。				
	看護小規模多機能型居宅介護				
	訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的にサービスを行います。				

5　第１号被保険者の保険料の推計

1　保険給付費の財源構成

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10～30%）を除いた標準給付費について、原則として 50%を被保険者の保険料で負担し、残りの 50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として 23%を第 1 号被保険者（65 歳以上）、27%を第２号被保険者（40 歳～64 歳）が負担することになります。

標準総給付費（総事業費の原則 90%）　※残りの 10～30%は利用者負担				
保険料　50%		公費　50%		
第１号被保険者保険料 （65 歳以上） 23%	第２号被保険者保険料 （40 歳～64 歳） 27%	国 25%	県 12.5%	村 12.5%

2　保険料の算出

保険料は、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本村の第９期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は 1,461,994,702 円となります。この額に第１号被保険者の負担割合を乗じ、「調整交付金相当額」、「調整交付金の見込み額」、「財政安定化基金拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

算出された保険料収納必要額に、これまでの実績に基づいた予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数（３年間分）	≒	保険料基準年額	⇒	保険料基準月額
381,116,963 円		99.36%		6,659 人		57,600 円		4,800 円

3　第８期介護保険事業計画における第１号被保険者の保険料

所得段階	対象となる方	保　険　料		
		保険料率	月額	年額
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が 80 万円以下の人	0.455 (0.285)	2,192 円	26,300 円
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人	0.685 (0.485)	3,292 円	39,500 円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間 120 万円を超える人	0.690 (0.685)	3,317 円	39,800 円
第４段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	0.900	4,320 円	51,840 円
第５段階（基準）	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間 80 万円を超える人	1.000	4,800 円	57,600 円
第６段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.200	5,760 円	69,120 円
第７段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.300	6,240 円	74,880 円
第８段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.500	7,200 円	86,400 円
第９段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.700	8,160 円	97,920 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.900	9,120 円	109,440 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.100	10,080 円	120,960 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.300	11,040 円	132,480 円
第 13 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	2.400	11,520 円	138,240 円

＊年額 …… 10 円未満は切り捨て

※第1段階から第3段階まで公費による負担軽減を実施する見込みであり、実施後は（　）の保険料率及び保険料額となります 。

忍野村　第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画　概要版
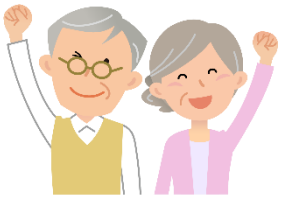
令和６年３月　　山梨県忍野村　福祉保健課
〒401-0511　山梨県南都留郡忍野村忍草 1445-1
TEL：0555-84-7795　　FAX：0555-84-1036